

平成30年第3回川本町議会臨時会会議録

(第1日目) 平成30年7月24日 午前9時30分開議

議長	<p>おはようございます。開会に先立ち、このたびの豪雨災害により、姉妹都市縁組みをしております、広島県坂町をはじめ、全国で多くの皆様が犠牲となりました。謹んでお悔やみを申し上げ、哀悼の意を表するため、黙祷を捧げたいと思います。</p> <p>皆様ご起立の上、黙祷をお願いします。</p> <p>それでは黙祷を始めてください。</p> <p>(議場にて全員起立の上、黙祷)</p> <p>黙祷を終え、ご着席ください。</p>
々	<p>定刻となりましたので、ただいまより本会議を開きます。</p> <p>本日、第3回臨時会が招集されましたところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。</p> <p>ただいまの出席議員数は、9名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。</p>
々	<p>これより、平成30年第3回川本町議会臨時会を開会します。</p> <p>それではただちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。</p>
々	<p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長におきまして、6番片岡議員、7番大畑議員を指名します。</p>
々	<p>日程第2、「会期の決定」の件を議題と致します。</p> <p>本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
々	<p>よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。</p>
々	<p>お諮りします。</p>

議 長

本議会における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどの訂正については、会議規則第63条の規定により、発言の趣旨を変更しなければ訂正できることになっています。

これに該当する訂正については、議長において訂正することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

々

よって、そのように「決定」しました。

々

日程第3、「町長あいさつ」を行います。番外三宅町長。

番外
三宅町長

皆さん、おはようございます。本日は平成30年第3回町議会臨時会を招集致しましたところ、議員の皆様には万障お繰り合わせのうえ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

はじめに、この度、西日本を中心とする豪雨災害により犠牲になられた方々に、衷心より哀悼の意を表しますと共に、被災された方々にお見舞いをお申し上げます。甚大な被害が発生しました坂町では、連日400人を超える自衛隊、消防署等が出動し、復旧作業に取り組まれているところですが、未だ重機が入れられないという所もございまして、作業が難航しております。一日も早い復興を願いますと共に、これから中長期的視点に立ち、川本町も体制を整え本町からも応援に取り組んでいきたいと考えております。6日には、本町では初めて避難指示を発令したところですが、みんなが声を掛け合って500人を超える町民の皆様が避難したところがございます。一人も人的被害が出なかった事に本当に心から安堵をしているところがございます。江の川の水位がピークに達したのは、7日、午前1時30分に、浜原ダムから7,200トン放水し、2時間後に水位が14m21cmとなりまして、弓市の堤防の高さまであと70cmに近づき決壊の恐れがあり、紙一重でありました。被害が大きかった地域はやはり治水事業が遅れております無堤防地区でありまして、(昭和)47年より浜原ダムからの放水量が少なかったのに、上流部の堤防整備により川幅が狭くなっており、47年より50cm以上、上回る浸水被害となっております。床上浸水59世帯115人。床下浸水4世帯6人。合計63世帯、121人となっております。被災者の方は笹遊里等で避難生活を送った後、17世帯が町営住宅や県職員住宅に移り、生活を送っておられます。住宅の復旧につきましては、被災者生活再建支援法に基づきます、国・県の事業を拡大して本町は支援して

番外

三宅町長

参ります。また、谷の水源地の冠水によりまして7日午後9時から8日午後9時まで断水が続き、出雲市と浜田市から給水支援を受けたところでございます。9日には溝口知事、10日には大屋県議会議長、14日には三浦先生、昨日は竹下先生、青木先生、島田先生にも被害地区を見ていただき、被災住宅や農業者中小企業への支援、或いは治水事業の加速化等を現場にてお願いしたところでございます。復旧作業には町外からも延べ300人を超えるボランティアに協力いただき感謝しております。災害ゴミにつきましては、現在、小谷残土処分場に纏め、随時、県内の処理場へ運搬し、処理しております。本町は災害救助法の適用を受けましたので、今後国の支援を最大限活用して復興に努めて参りたいと考えております。

昨日は島根中央高校が素晴らしい野球を見せてくれました。

28日は、ええなあまつりであります。暑さに負けず、みんなで元気を出していきたいと考えております。

々

本日、ご提案申し上げます案件は4件でございます。よろしくご審議いただき、議決を賜りますようお願い申し上げます。挨拶と致します。

議 長

以上で、「町長あいさつ」を終ります。

々

それでは、執行部から、議案の提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、提案説明者並びに事務局長からの議案書の朗読は省略致します。

々

日程第4「議案第46号、専決処分の承認を求めることについて《川本町税条例の一部を改正する条例の制定について》」を議題と致します。

々

執行部より提案理由の説明を求めます。番外高良町民生活課長。

番外高良町
民生活課長

おはようございます。それでは「議案第46号」について、ご説明申し上げます。この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたもので、同条第3項の規定により、承認を求めるところでございます。専決処分事項は、川本町税条例の一部を改正する条例の制定について、専決処分年月日は、平成30年7月9日です。

続いて専決第10号について、ご説明申し上げます。

4ページの説明資料をご覧いただきたいと思っております。

専決処分の理由でございますが、地方税法第323条には、天災や貧困など特別の事情がある場合において、市町村の条例に定めるところにより、市

番外高良町 町村民税を減免することができる、とあります。この度の7月豪雨災害にか
民生活課長 かる減免に対応していくため、川本町税条例の一部を改正する必要があった
事から、専決処分をしたものであります。なお、この条例は、平成30年7
月9日から施行するものでございます。

改正の概要ですが、税目は町民税と固定資産税、2つあります。

はじめに、町民税の減免でございますが、減免の対象とする理由に「災害
及びその他特別な事情がある者」を加えたこと。そして、減免を受ける為の
申請書の提出につきましては、納期限までに行えないことについて、やむを
得ない理由があると認めた場合は、納期限までに提出があったものとみなし
て処理することができる、という項目を加えております。

次に、固定資産税の減免でございますが、町民税と同様に減免を受ける為
の申請書の提出につきまして、やむを得ない理由があると認めた場合は、納
期限までに提出があったものとみなして処理することができる、という項目
を加えております。

なお、固定資産税につきましては、減免の対象に災害等を理由とした項目
が既に明記されております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 以上で提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑はありますか。ありますか。
(「・・・・」)

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより討論を行います。討論はありますか。
(「・・・・」)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は、挙手により行います。

々 「議案第46号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手、「全員」であります。

々 よって、「議案第46号」は「承認」されました。

々 次に、日程第5「議案第47号、専決処分の承認を求めることについて《平

議 長 成 3 0 年度川本町一般会計補正予算（第 2 号）」を議題と致します。

々 執行部より提案理由の説明を求めます。番外森川総務財政課長。

番外森川総務財政課長 それでは、「議案第 4 7 号」について、ご説明を申し上げます。
本議案は 地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものでございます。専決処分の事項は、平成 3 0 年度川本町一般会計補正予算（第 2 号）。専決処分年月日は、平成 3 0 年 7 月 9 日でございます。
次のページをお開き下さい。
専決第 1 1 号でございます。今回の補正は、7 月 5 日からの豪雨により江の川が増水し、多くの家屋等の浸水被害がありました。その豪雨災害に伴い必要となる土砂の撤去や、災害ゴミの処理、避難所運営費などの費用について緊急を要する事から専決処分により補正を致しました。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8 0, 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 4, 0 2 6, 4 3 4 千円とするものでございます。内容につきましては、説明資料を付けておりますので、そちらの方でご説明をさせていただきます。
資料の 9 ページをお開き下さい。
最初に、歳出でございます。2 款、総務費、仮設避難所運営費 1, 5 0 0 千円は、自宅等が被災され自宅等での生活が困難な方が、笹遊里等で避難生活をおくられます。その避難所の運営経費であります。その他、2 款の総務費では災害ごみ運搬に要する 2 トンダンプのリース料 1, 0 0 0 千円。被災直後から必要である土嚢袋やごみ袋、また土砂撤去後の消毒の為の石灰などの消耗品費として 8 0 0 千円を予算計上しております。
次に、4 款、衛生費、災害ごみ処理業務委託料 5 0, 0 0 0 千円は、各家庭や事業所から搬出された災害ごみの処理費用であります。その他、被災住宅の便槽に貯まっている水の汲み取り料 3 0 0 千円、及び被災住宅の消毒に要する消耗品 2 0 0 千円を予算計上しております。
次に、8 款、土木費、被災者の公営住宅入居に関する経費として 1 6, 2 0 0 千円を予算計上しております。内訳としましては、入居に伴う修繕で 9, 0 0 0 千円。最低限の家電製品等備品購入で 6, 0 0 0 千円。入居前の清掃等に伴う光熱水費として 2 0 0 千円でございます。
同じく 8 款、土木費、道路等の土砂撤去費 1 0, 0 0 0 千円を予算計上しております。内訳は浸水地域の土砂撤去費で 5, 0 0 0 千円。町道崩土土砂撤去費で 3, 0 0 0 千円。水路の土砂撤去費で 2, 0 0 0 千円。以上を予算

番外森川総務財政課長 計上しております。

次に、歳入でございます。14款、県支出金、災害等廃棄物処理事業費補助金として20,000千円を計上しております。これは、災害ごみの委託料として歳出の方で50,000千円を計上しておりますけれども、その内補助対象額を40,000千円と想定し補助率2分の1でございますので、20,000千円を計上しております。また補助残の8割については、特別交付税が充てられる事となっております。

17款、繰入金、財政調整基金繰入金60,000千円は、財源不足が生じますので財政調整基金60,000千円を取り崩して充てる事としております。

次のページ。10ページをお開き下さい。

基金の状況でございます。今回の補正によりまして、財政調整基金60,000千円の取崩を行います。この結果、平成30年度末の基金残高は1,856,610千円となる見込みでございます。

以上でございます。ご承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 以上で提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑はありますか。

3番高良議員。 3番高良議員。

3番高良議員 まず、総務費のところですが、災害ごみ運搬に要する2トンダンプのリース料1,000千円と上がっておりますが、これのちょっとどういう中の内容の細かいところを教えてください。それと衛生費。災害ごみ処理業務委託料ですが、この業務委託の内容について説明をお願いします。

議 長 番外森川総務財政課長。

番外森川総務財政課長 最初のご質問にお答えを致します。災害ごみ運搬に要する2トンダンプのリース料でございますけれども、全部で3台の車をリースを致しました。この予算を立てる時には、どのぐらいのリースの台数か分かりませんので、多めに1,000千円をですね予算計上させていただきましたが、実際のところは、3台のダンプをリースして1日あたり13,000円ぐらいのリース料になろうかと思っておりますけれども、それを25日借りるようなおおよそ予算という事で1,000千円を上げさせていただきました。実際には、使用したのは、その25日は使っておりませんので、この予算は若干は実際の実

番外森川総務財政課長 議 長	施はもう少し減ってくるのではないかというふうに思っております。 番外高良町民生活課長。
番外高良町民生活課長 議 長	災害ごみの委託料でございますけれども、50,000千円の内容と致しましては、今現在4社の業者に約500トンのごみの回収、それから分別、処分というのを予定しております。その他に回収困難物が今回もたくさん出ておりまして、消火器等々あとリサイクルの必要な家電製品、こういった処分費用も含まれております。 はい、3番高良議員。
3番高良議員	えっと2トンダンプは分かりました。この災害ごみの方も総額としてこれの内容については今からやってみないという事だと思うんです。だからその為のマックスで予算をこれだけ一応は確保しておくという考えで宜しいんですね。
議 長	番外高良町民生活課長。
番外高良町民生活課長 議 長	現在、そのような方法、考えで予算を計上しております。 他にありませんか。5番植田議員。
5番植田議員	町営住宅を被災者住宅として使う事になっておりますけれども、ここで修繕費が9,000千円上がっておりますが、だいたい公営住宅っていうのは空き家が出た時には住居が使われてた方が畳等を替えて出て行かれる。その後、町としても定期的な修繕等をやっておる訳ですが、それは追いついてなかったという事ですか。
議 長	番外高良町民生活課長。
番外高良町民生活課長	ただいまご意見ありましたように退去の際は、最低限の必要な修繕とかこちらでも検査をしております。通常、当然また次の方の入居があれば良いんですけれども、可成り半年とかそれ以上とか期間が空く場合がございます。どうしてもクリーニングであったり、特に水回りとかそういった修繕が大体あの入居の申し込みがあってから対応してるというのが実態でございます、

番外高良町
民生活課長 一戸あたり平均で300千円前後、多いときで500千円ぐらいの規模の修繕が掛かっております。一戸あたりだいたい300千円を見込んで予算を上げさせていただいております。

議 長 よろしいですか。はい、5番植田議員。

5番
植田議員 ですから定期的に毎年々予算をたっておる分では到底足りなかったということですね。

議 長 番外高良町民生活課長。

番外高良町
民生活課長 そういう事になります。現在、予算としては修繕費8,000千円を年間予算持っておりますけれども、今回また補正をして対応する考えでおります。

議 長 他にありませんか。
(「.....」)
はい、質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「.....」)
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。この採決は、挙手により行います。

々 「議案第47号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手、「全員」であります。

々 よって、「議案第47号」は承認されました。

々 次に、日程第6「議案第48号、工事請負変更契約の締結について」を議題と致します。

々 執行部より提案理由の説明を求めます。番外宇山地域整備課長。
それでは、「議案第48号、工事請負変更契約の締結について」、ご説明申し上げます。本議案は、平成29年8月5日契約に係る、平成29年度社会資本整備総合交付金事業 町道三原古市線第1工区道路工事について、工事請負変更契約

番外宇山地域整備課長

を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規程により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、契約金額の変更でございます。現契約額65,885,400円。変更契約増額3,909,600円。変更契約後の金額69,795,000円でございます。

契約の相手方は、島根県邑智郡川本町大字南佐木282番地、オーサン・^{こはた}小畑^{しょうせい}・松井建設共同企業体、代表者、株式会社オーサン 代表取締役 ^{じんた}甚田 ^{ひさし}尚氏でございます。

工期の変更はございません。

内容と致しましては、主に伐採による木材処分の実数量が増える予定の為、工事費を増額するものでございます。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

々

これより質疑を行います。質疑はありますか。
(「・・・・・・・・」)

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々

これより討論を行います。討論はありますか。
(「・・・・・・・・」)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより採決に入ります。この採決は、挙手により行います。

々

「議案第48号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手、「全員」であります。

々

よって、「議案第48号」は原案のとおり、決定いたしました。

々

次に、日程第7「議案第49号、工事請負変更契約の締結について」を議題と致します。

々

執行部より提案理由の説明を求めます。番外宇山地域整備課長。

番外宇山地域整備課長

それでは、「議案第49号、工事請負変更契約の締結について」、ご説明申し上げます。本議案は、平成29年8月5日契約に係る、平成29年度社会資本整備総合交付金事業 町道三原古市線第2工区道路工事について、工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規程により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の変更は、契約金額の変更でございます。現契約額100,461,600円。変更契約減額2,641,680円。変更契約後の金額97,819,920円でございます。

契約の相手方は、島根県邑智郡川本町大字谷戸2908番地7、江ノ川・^{ごうのかわ}大鵬・^{たいほう しんわ}親和建設共同企業体、代表者、株式会社江ノ川開発 代表取締役^{やまぐちよしお}山口嘉夫氏でございます。

工期の変更はございません。

内容と致しましては、主に法面保護の為の吹付圧を変更したため、工事費を減額するものでございます。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

以上で、提案理由の説明を終わります。

々

これより質疑を行います。質疑はありますか。
4番石川議員。

4番
石川議員

議案の48号も同じなんですけども、この内容ですね、これ書いたもの（「石川議員、マイクを近づけて下さい。」議長の声あり）内容について書いたものがないと、ちょっと判断のしようがないところもあるんですけども、その辺はどうなんですか。詳しい資料を出された方が良いんじゃないですか。

議長

番外宇山地域整備課長。

番外宇山地域整備課長

失礼いたします。内容につきましては、後でよろしいでしょうか。皆様に詳細の内容についてはお配りしたいと思います。

48号につきましては、枝・幹・葉、あとは株ですね、それらが予定数より増えたという部分と、後はマットでやる法面保護のものを植生機材の方に替えたという内容になっております。

49号につきましては、法面保護の、こちらは植生機材の吹付ではあるん

番外宇山地域整備課長 ですが、当初5 cmで予定していたものをだいたい3 cmから2 cmに変更したというものでございます。以上でございます。

議 長 それは後から出されますか。
（「はい」の声あり）
はい、他に。はい、2番木村議員。

2番 木村議員 ちょっと関連で教えて下さい。当初の見積もり予算のですね、途中で変更になるっていう事についてですね、どのように審議されて承認されたのか。普通は工事変更の関係では土木の関係ですから大きな石が出たとか、当初の予想外の事態がおきたから、予算の修正というのは普通私たち素人でも分かるんですけど、今の伐採等の関係はですね、当然、当初から工事の入る前から分かるとる事でしょう。それをまたこんな時から増やされる。また減される事についても、じゃあ減す事によって当初の設計通りされないという事については、また安全面とかですね、これも申し訳ない素人判断ですけど、そういう状況についてどのように判断されて提起されて、またこのようなところに出されたかという事も合わせてご説明願いたいと思います。

議 長 番外宇山地域整備課長。

番外宇山地域整備課長 まず、議案の第48号、第1工区の件ですが、当初の幹、それから根の特に数量というのが、計画ではなかなか図り知れないというところで、特に根の場合は掘ってみないと分からないという部分がありまして、これは変更はやむを得ないという事で、現場の方からは聞いております。工期変更させていただく部分で、法面の、失礼しました。議案の49号なんですけど、工期を変更させていただく部分で法面のいろいろ検討をさせていただきました。それによって吹付の圧を替えたという事で変更をさせていただいております。以上でございます。

議 長 はい、3番高良議員。

3番 高良議員 すみません。今、もう一回説明して下さい。ちょっと説明が何か齟齬があるような気がします。

議 長 番外宇山地域整備課長。

番外宇山地域整備課長 法面の以前の議会で工期の延期を7月末にさせていただいておりました。その部分で法面の検討をしたところ圧を変更した方が良いという事で、この部分につきましては植生の圧を変更致しまして減額となっております。以上でございます。

議 長 よろしいですか。2番木村議員。

2番木村議員 結論から言ったら分かりません。あのもっと分かり易く説明してもらえないかな。ですから根っこが予想外出たって、当然ながら素人判断で大きな木もありゃあ、小まい木(=小さい木の意)もあるというのがですね、当然ながら見積もりの時にですね、そんな私らから考えたらど素人的な見積もりっていう判断を考えませんし、そのような事をまた業者が言われた事を、素直にそのまま受けられる事自体もちょっと如何なものかなというふうに思うんです。そこらの関係について、その業者とのどのような判断をされて、当初のその写真とかですね、そういうものとかですね、目視の問題とかですね、そういう事についてどのように判断されたんでしょうか。ただ単にこうだからという事に業者から提案されたからという事と、それからもう一つの法面の薄さを、じゃあ先ほど質問しましたように、安全面等の関係については、どのように判断されているか、再度お聞きします。

議 長 番外宇山地域整備課長。

番外宇山地域整備課長 工事の方法につきましては、島根県が所管します建設技術センターの指導のもと、毎月ミーティングを行い、事があるごとに現場に立ち会いまして、安全面それから工事の内容につきましては、検討させて適切に行っております。以上でございます。

議 長 どうですか。よろしいですか。はい、3番高良議員。

3番高良議員 あの法面検討書を資料として、あとから見せられたらそれで納得されるんじゃないですか。

議 長 番外宇山地域整備課長。

番外宇山地域整備課長 あとで資料の方は、一緒に提出させていただきたいと思います。お願いします。

- 議 長 他にありませんか。
(「・・・・・・・・」)
質疑なしと認めます。質疑を終結します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「・・・・・・・・」)
討論なしと認めます。討論を終結します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、挙手により行います。
- 々 「議案第49号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手、「全員」であります。
- 々 よって、「議案第49号」は原案のとおり決定いたしました。
- 々 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。
- 々 これをもって、平成30年第3回川本町議会臨時会を閉会を致します。
ご苦労様でした。
- (午前10時08分)

この会議録は、川本町議会事務局長 櫻本 博志 が記載したもので、その内容に

おいて、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員